

公

示

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の規定による漁業共済加入区の一部を、令和6年11月28日から次のように変更する。
 ただし、その共済責任期間の開始日が令和6年11月27日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。
 令和6年11月28日

香川県知事 池田豊人

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後		変更前	
法第104条第2号に掲げる漁業		法第104条第2号に掲げる漁業	
区 域	区 分	区 域	区 分
2号東瀬戸女木町・直島区域（東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区及び直島漁業協同組合の地区）	<ol style="list-style-type: none"> 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であつて、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業 いかなご込網漁業であつて東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業、大型いか込網漁業、小型いか込網漁業、まながつお込網漁業又は小型まながつお込網漁業 1及び2に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であつて、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業 	2号東瀬戸女木町・下笠居・直島区域（東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区、下笠居漁業協同組合及び直島漁業協同組合の地区）	<ol style="list-style-type: none"> 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であつて、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業 いかなご込網漁業であつて下笠居漁業協同組合の地区で営む漁業、大型いか込網漁業、小型いか込網漁業、まながつお込網漁業又は小型まながつお込網漁業 1及び2に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であつて、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業